宮崎県営土地改良事業の事業計画変更の公告

野尻原地区県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）の土地改良事業計画を変更することについて、関係する土地につき土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３条に規定する資格を有する人の同意を求めるにあたり、同法第８８条第１項の規定により、下記１の書類を公告します。

なお、変更後の当該土地改良事業計画により、土地改良事業を行う地域内の土地について下記２のいずれかに該当する人は、令和８年１１月１６日までに小林市農業委員会に申し出てください。

令和８年１１月４日

宮崎県知事　河野　俊嗣

記

１　公告する書類

（１）変更後の土地改良事業計画概要書

（２）変更後の事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

（３）土地改良施設の予定管理方法等

２　農業委員会への申し出が必要な人

（１）地域内の農用地を所有する人で、その農用地で自らは耕作又は養畜を営まないが、この土地改良事業に参加しようとする人

（２）地域内の農用地以外の土地を賃借権など所有権以外の権原で使用又は収益している人で、この土地改良事業に参加しようとする人

（文書取扱　農村整備課）